

国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議

主宰 : 内閣総理大臣

構成員 : 総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長、健康・医療戦略担当大臣及び内閣官房長官

■国際的に脅威となる感染症対策の総合的な推進

- ✓ 国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針の策定
- ✓ 上記基本方針に基づく基本計画の策定 等

国際的に脅威となる感染症対策推進チーム

チーム長 : 内閣総理大臣補佐官

副チーム長 : 内閣危機管理監

構成員 : 内閣官房副長官補(内政担当)、内閣官房副長官補(外政担当)、内閣官房副長官補(事態対応・危機管理担当)のほか、内閣官房、警察庁、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、環境省、防衛省の関係局長

■国際的に脅威となる感染症対策の総合的な推進に係る関係省庁間の緊密な連携の確保

- ✓ 関係省庁における取組の強化・連携すべき事項の検討・対応の促進
- ✓ 基本方針に基づく基本計画の策定に当たっての関係省庁間の総合調整 等

国際協力推進サブチーム

国内検査・研究体制推進
サブチーム

人材育成・活用推進サブチーム

事務局

内閣官房 国際感染症対策調整室

サブチームの設置について(案)

- 国際的に脅威となる感染症対策の効果的かつ総合的な推進について、関係省庁間で横断的な重要事項に関し、関係省庁において実務的な検討を行うため、「国際的に脅威となる感染症対策推進チーム」の下に、サブチーム(国際協力推進ST、国内検査・研究体制推進ST、人材育成・活用推進ST)を設置する。
- サブチームは必要に応じて、構成員を追加、又は関係者に出席を求めることができる。
- 事務局は、外務省、厚生労働省の協力を得て、内閣官房(国際感染症対策調整室)にて行う。

国際協力推進ST

- 検討分野
 - 国際協力の推進に関すること
- 検討事項(案)
 - ・WHOの緊急対応基金・世銀の機動的資金提供メカニズムについての整合性の確保と効果的な支援等
 - ・感染症危機対応のためのグローバルヘルス・ガバナンスを含む枠組み構築への貢献
 - ・IHRの履行確保・強化、保健システム強化、UHCの推進に資する効果的な方策及び支援 等
- 構成員(以下の省庁の課長相当職の者)(案)
 - 内閣官房(国際感染症対策調整室、外政担当、外務省、財務省、厚生労働省、防衛省 等
 - (オブザーバー)
 - JICA

国内検査・研究体制推進ST

- 検討分野
 - 国内の検査・研究体制の推進に関すること
- 検討事項(案)
 - ・BSL4施設及びそれを中核とした感染症研究拠点の在り方等
 - ・感染症情報等の収集能力の強化、感染症リスク評価の在り方、国立感染症研究所の検査能力等の強化の在り方 等
- 構成員(以下の省庁の課長相当職の者)(案)
 - 内閣官房(国際感染症対策調整室、内政担当、事態対処・危機管理担当、健康・医療戦略室)、警察庁、外務省、文部科学省、厚生労働省 等
 - (オブザーバー)
 - 国立感染症研究所

人材育成・活用推進ST

- 検討分野
 - 人材育成・活用の充実方策に関すること
- 検討事項(案)
 - ・登録システム等派遣の枠組みの構築と目標設定
 - ・キャリアパス等人材育成の目標の設定と実現に向けた方策 等
- 構成員(以下の省庁の課長相当職の者)(案)
 - 内閣官房(国際感染症対策調整室、内政担当、外政担当)、外務省、文部科学省、厚生労働省、防衛省 等
 - (オブザーバー)
 - JICA、国立国際医療研究センター、国立感染症研究所、国立保健医療科学院

(参考)「国際的に脅威となる感染症対策推進チームの設置について」(平成27年9月11日 国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定)(抜粋)

3 推進チームの下に、サブチームを置くことができる。サブチームの構成員は、関係省庁の課長相当職の官職にある者によって構成する。